

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部 ICT 関連科目授業運営部会要項の一部改正について

改正理由：教員養成カリキュラム改革推進本部の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部ICT関連科目授業運営部会要項</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部要項</u>（平成22年3月4日制定。以下「推進本部要項」という。）第6条第1項及び第4項の規定に基づき、<u>カリキュラム改革推進本部</u>（以下「推進本部」という。）に、ICT関連科目授業運営部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年7月27日から施行する。</u></p>	<p><u>国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部ICT関連科目授業運営部会要項</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項</u>（平成22年3月4日制定。以下「推進本部要項」という。）第6条第1項及び第4項の規定に基づき、<u>教員養成カリキュラム改革推進本部</u>（以下「推進本部」という。）に、ICT関連科目授業運営部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p>